

令和 年 月 日

三沢市長 殿

令和 8 年度あおもり移住支援事業における三沢市移住支援金交付申請書

令和 8 年度あおもり移住支援事業における三沢市移住支援金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	昭和・平成 年 月 日
氏 名			
住 所	〒	電話番号	— —
E-mail			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

世帯区分	単身世帯	※同時に移住した家族の人数 （1 の申請者は含まない）	人
	複数人の世帯	※上記のうち 18 歳未満の者	人
支援金の種類	就業 ・ 専門人材 ・ テレワーク ・ 起業 ・ 関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する B. 誓約しない
次頁「あおもり移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して、三沢市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者は、申請者又はその世帯員の 3 親等以内の親族であるか	A. 該当しない B. 該当する
（テレワークの場合のみ記載） 三沢市への移住の意思について	A. 自己の意思である B. 所属からの命令である
申請者及びその世帯員のいずれかの転勤、出向、出張、研修等による移住でないか	A. 該当しない B. 該当する
三沢市暴力団排除条例（平成 24 年三沢市条例第 11 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員か	A. 該当しない B. 該当する

※各種確認事項の B に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所（移住元の住民票等に記載されている住所）

住 所	〒
-----	---

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

期 間	就 業 先	就 業 地
年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載すること。また、東京23区内の大学等への通学期間を通勤期間とみなす場合は、当該大学等への通学履歴についても記載すること。

6 移住後の生活状況（テレワークの場合のみ記載）

勤 務 先 部 署	
住 所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／ 行くことはない ／ その他（ ）
移住元での業務を 継続しているか	している ／ していない

7 あおもり移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び三沢市は、あおもり移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び三沢市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び三沢市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金の交付要件及び居住状況等を確認するため、三沢市が住民基本台帳等の公簿等を閲覧することに世帯員全員が同意します。
- 2 あおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び三沢市から求められた場合には、それに応じます。
- 3 以下の場合には、令和 8 年度あおもり移住支援事業における三沢市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。（(1)(5)(6)(7)は支援金の交付を受けた者について、(2)(3)(4)(8)(9)は支援金の交付を受けた者及びその世帯員について適用する。）
 - (1) 虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 居住の実態がないことが判明した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 3 年未満に三沢市から青森県外に転出した場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から 3 年未満に三沢市から青森県内他市町村へ転出し、その後青森県外に転出した場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (6) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (7) 移住支援金の申請日から 3 年以内に農林水産業に就業しなくなった場合：全額
 - (8) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に三沢市から青森県外に転出した場合：半額
 - (9) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に三沢市から県内他市町村へ転出し、その後青森県外に転出した場合：半額
- 4 3 に該当しないことを証明するため、移住支援金の交付を受けた年度の次の年度から市長が必要と認める年度まで、毎年度 3 月 31 日における就業等の状況について、原則として、その翌年度の 5 月 31 日までに以下の書類の提出により市長に対して報告します。また、3 に該当することとなった場合は、市町に速やかに報告します。
 - (1) 就業証明書（様式第 2 号の 1 から様式第 2 号の 4 までを準用）、事業収入を証する書類又は販売を証する書類
 - (2) 現住所がわかる書類（住民票など）